

## 第 8 期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の概要について

### 1 高齢者福祉計画・介護保険事業計画とは

#### ◆計画 3 ページ

老人福祉法に規定する「市町村老人福祉計画」及び介護保険法に基づく「市町村介護保険事業計画」として一体的に策定。また、「第 5 次長期総合計画」「地域福祉計画」を上位計画とし、関連する市の計画、東京都の諸計画等とも整合を図っています。第 8 期の計画期間は、令和 3 年度～令和 5 年度です。

#### ◆計画 6 ページ

計画策定にあたっては、厚生労働省が定める「基本指針」に即して策定され、その他法改正・制度改正の内容をふまえたものとなっています。

### 2 第 8 期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の構成

#### ◆計画目次

第 8 期計画は、計画の位置づけや計画策定の基本事項、計画の基本理念等を記載した《総論》と、計画の基本目標について記載した〈各論Ⅰ〉、計画期間中の介護サービスの量の見込及び介護保険料について記載した〈各論Ⅱ〉に分かれています。

### 3 高齢者を取り巻く現況と課題

#### ◆計画 11 ページ

本市の高齢者人口と高齢化率の推移を見ると、高齢化率の伸びは緩やかなものの、平成 29 年に後期高齢者の人口が前期高齢者の人口を上回って以降、後期高齢者の人口が上昇しています。

#### ➤ 2025（令和 7）年と 2040（令和 22）年度

国の「基本指針」の中では、「団塊の世代」が後期高齢者となる 2025（令和 7）年及び「団塊ジュニア世代」が 65 歳になる 2040（令和 22）年の 2 つの時点を見据えてサービス基盤・人的基盤の整備を行うことされています。

#### ◆計画 15 ページ・16 ページ

図表-8 のとおり、要介護（要支援）認定者数も高齢者人口の増加に合わせて増加しており、2025 年には 7,568 人、2040 年は 8,267 人となる見込みです。また、図表-10 のとおり、要介護（要支援）認定者の多くを後期高齢者が占めており、図表-11 のとおり、介護を必要とする高齢者の増加により、介護給付費も年々増加しているのが、本市の現状です。

#### 4 計画の基本理念及び施策の体系

##### ◆計画 28 ページ

本計画は「高齢者がいきいきと暮らせる地域づくり」(21 ページ)を基本理念とし、そのための基本方針として、「2025 年を見据えた東久留米市の地域包括ケアシステムの姿」(22 ページ)を掲げ、これに即して、4 つの基本目標を設定しています。

##### ◆計画 29 ページ以降

〈各論 I〉以降は、第 8 期計画における 4 つの基本目標のそれぞれに関連する施策について、第 8 期計画策定時における「現状の分析」、「課題の抽出」を行い、「主な施策と今後の方向性」について記載しています。

##### ◆計画 79 ページ～85 ページ

###### ➤ 第 8 期計画の数値目標の設定

〈各論 I〉に記載した施策のうち、第 8 期計画期間中に特に重点的に実施する項目について「数値目標」(期限目標を含む)を設定し、計画の進捗管理を行う上での指標として活用します。本協議会においても随時、数値目標の達成状況や施策の進捗状況等を報告していきます。

#### 5 地域包括支援センターについて

##### ◆計画 53 ページ～55 ページ

第 8 期計画では「施策 1 地域包括支援センターの課題と今後のあり方」と題して、現状の分析、課題の抽出、今後の方向性を示しています。

- 第 7 期計画期間(平成 30 年度～令和 2 年度)での検討
- 第 8 期計画期間(令和 3 年度～5 年度)の予定
- 今後の大まかな検討スケジュール